



亀田悦廣弁護士様

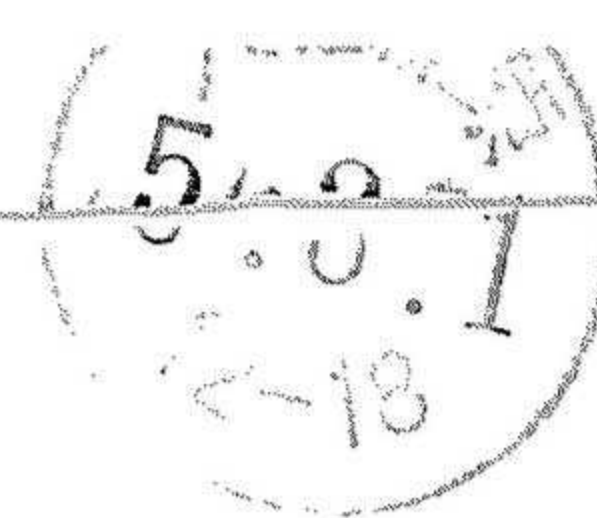
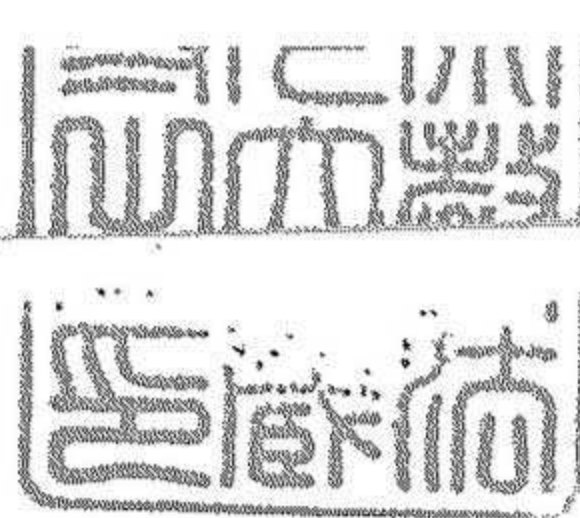
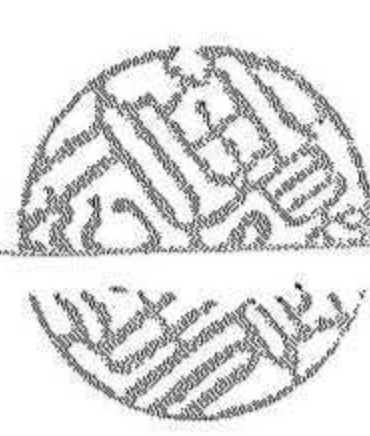
先日お送りさせて頂きました内容証明郵便87095号にて、お伝えしておりました御回答の期限が過ぎましたので、当法人と栗野自治会との和解は、栗野自治会側から拒否されたと判断させて頂きます。

当法人は過去十数年、栗野自治会（旧栗野区）との紛争解決の為、幾度と無く和解協議の提案を自治会に行って参りましたが、全て栗野自治会側からの拒絶により協議すら成しえませんでした。

今回は栗野自治会弁護士を仲介しての事でしたので、自治会総会で役員が和解協議について誤った情報を発表した事と、今後の和解協議の可否についての御回答が一切なされなかった事は、栗野自治会の公式な御対応であったと理解致します。

何らかの理由があつての事と存じますが、正式な協議申し入れに対して、この様な黙りを決め込まれることは遺憾に堪えません。

当法人と栗野自治会の紛争は、栗野自治会側からの和解拒否ということで決着がついた事を結論とさせて頂き



ます。

墓地の土地賃貸につきましては本件とは別ですので、
今後も相変わらず契約を履行して下さいませ。

令和 5 年 3 月 1 日

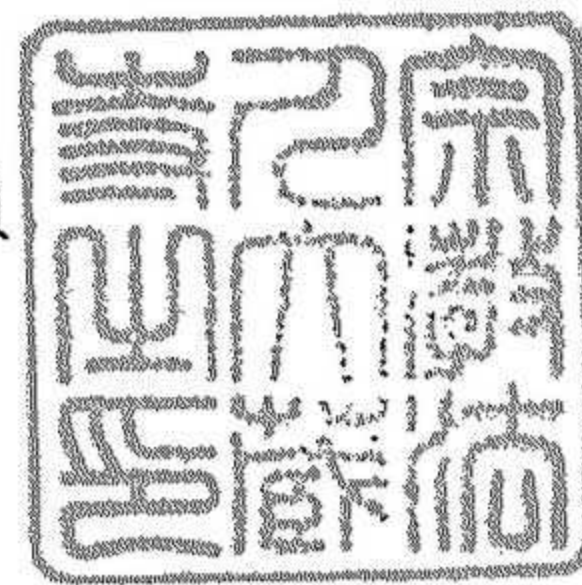
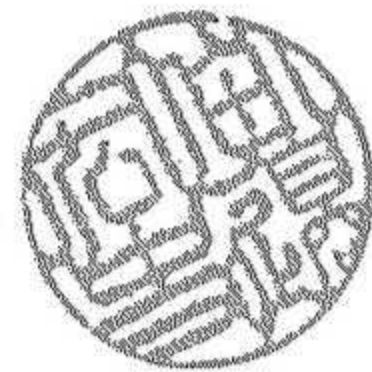
大阪市北区南扇町 2 番 1 号 南扇町オーパスビル 4 階

亀田悦広様

奈良県宇陀市大宇陀栗野 9 0 6

宗教法人大蔵寺代表役員

田邊宏史



この郵便物は令和 5 年 3 月 1 日
第 95246 号留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

